

【自主防災組織向け】避難所等における
新型コロナウイルス感染症対策（参考資料）

令和2（2020）年7月

柏崎市 危機管理部 防災・原子力課

自主防災会の皆様

自然災害と新型コロナウイルス感染症が重なった場合に、避難所における感染症対策が求められます。

感染を防止するためには、「密集を避けること」や「飛沫を防止すること」が重要であります。本書は、新型コロナウイルス感染症対策のポイントを簡潔にまとめたものになります。

また、今あるものを工夫して活用すること、避難者を含め全員で協力をすることも重要なポイントになります。

地域の特性に合わせて加工するなどして御活用ください。

できることから、一つずつ事前準備に取り組んでいきましょう。

避難所の開設

- 1 避難所レイアウトとゾーニング
- 2 避難者の受付体制
- 3 感染症対策に有効な物資

避難所の運営

- 4 避難所における衛生管理
- 5 避難者の健康管理
- 6 中・長期化に向けて

1 避難所レイアウトとゾーニング

避難所での密を避けるためには、多くのスペースが必要になります。避難スペースにおいて、2 m間隔のソーシャルディスタンスを保つためには1人あたり4 m²の確保が最低限必要です。そのため、避難所等の開設において、より多くの開放スペースを検討します。また、避難者の症状に応じた隔離やゾーニング（区画分け）ができるよう、3部屋以上を確保することが望ましいです。各施設において広さは違うため、規模に応じた対応をします。

- 3部屋以上の避難スペースを確保します。
- 1人あたり4 m²以上、通路幅1 m以上を確保し、各部屋をゾーニングします。
- テープやパーテーションを用いてゾーニングをします。
- 段ボールベッド（飛沫防止効果）を用いて、個人スペースを確保します。（要配慮者優先）
- 家族単位を基本とし、複数人用スペースを確保します。
- 健康な人、体調不良者、濃厚接触者の専用スペースを確保します。
- 濃厚接触者又は体調不良者用のスペースは、出入口、トイレ、手洗い場等が専用にあることが望ましいです。

〈ポイント〉

- ・ゾーニングは人手が必要なため、避難者にも作業補助のお願いをします。
- ・部屋数の確保の代替手段として、パーテーション、カーテン、テーブル等で仕切ることも有効です。

2 避難者の受付体制

受付時に避難者の体調確認を行い、必要に応じて隔離等の措置を行います。

- 37. 5度以上の場合、又は本人から体調不良、感染疑いの申し出があった場合は、専用スペースへ案内します。
- 避難者の個人情報と体温を記録します。
- 濃厚接触者、感染の疑いがある場合は、保健所（22-4112）へ相談をして指示に従います。
- 専用スペースへ隔離をする場合は、ほかの避難者と接触しないよう、導線に注意を行います。
- 隔離者が触れた部分は早急に消毒を行います。

〈ポイント〉

- ・避難所が混乱に陥らないよう、個人情報、体調等の管理は慎重に行います。
- ・受付、隔離スペースへの誘導の役割を決めます。
- ・隔離と判断した場合、早急に専用スペースに案内し受付用紙記入等は別室で行うよう配慮します。
- ・体調不良者と一緒に来られたご家族は、体調不良者が感染していた場合に濃厚接触者となるため、症状に関わらず専用スペースへ案内します。

3 感染症対策に有効な物資

- 初動対応に備え、平時からの備蓄を推奨します。
- 物資がない場合に、代用品、代替手段の検討も必要です。

☑	種 別	備 考
初動対応から必要な物資		
	マスク	※基本的に避難者が持参
	手指消毒液	※基本的に避難者が持参
	石鹸	
	体温計（非接触型温度計）	
	消毒液（施設用）	
	スプレーボトル（消毒用）	
	拭き取りタオル	
	使い捨てペーパー	
	ゴミ袋	
	バケツ	
	使い捨て手袋	
	テープ（ゾーニング用）	
	段ボールベッド	
	パーテーション	
中・長期化に必要な物資		
	使い捨て食器	
	食品・飲料	

4 避難所における衛生管理

(1) 施設の衛生管理

- 定期的な換気を行います（30分に1回以上）。
- 次亜塩素酸ナトリウム水溶液等を用いて、定期的な施設消毒をします。
- ドアノブ、スイッチなどのハイタッチサーフェス(高頻度接触箇所)はウイルスが付着しやすいため、消毒を入念に行います。
- トイレは使用の度に消毒を行うことが望ましいです。
- 消毒は使い捨て手袋を使用します。
- 避難スペースの清掃をルール化します（長期化の場合）。

〈ポイント〉

- ・次亜塩素酸ナトリウム水溶液は、施設消毒用であり、手指等の身体には不向きです。使用方法を間違えないよう、付属の説明書をよく確認してください。また、スプレーボトル等に小分けにして使います。
- ・濃厚接触者等が使用した後の部屋等は、まずは閉鎖を考えます。

(2) 個人の衛生管理

- マスクの着用を徹底します。
- 手洗いを徹底します（30秒以上・石鹼を使用）。
- アルコールがある場合は、玄関、トイレ入り口に優先的に設置します。
- 身体的距離（2m以上）の確保を徹底します。

〈ポイント〉

- ・マスクがない場合は、タオル等で対応します。

5 避難者の健康管理

(1) 定期的な体調管理

災害時の避難生活は長期化する可能性があります。避難者の健康状態を定期的にヒアリングし、状況に応じて隔離するなどの対応をします。

- 感染が疑われる場合は、直ちに保健所（22-4112）へ連絡します。
- 1日3回以上の検温を実施します。（朝・昼・晩）
- 途中から体調が悪くなった場合は、専用スペースへ移動します
- 体調不良者の情報を記録し、保健所や保健師などが来所した場合に提出します。

(2) 入所後のケア

避難勧告等による指示があった初動対応において、様々な避難者の方が訪れます。要配慮者については、受け入れ後適切な配慮を行います。

- 要配慮者（高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・障がい者等）の対応は、福祉班・要配慮者支援班（介護高齢課）に連絡をします。
- 感染が疑われる場合は、保健所（22-4112）にも併せて連絡をします。
- やむを得ず、車中泊を選択した避難者の方にも、エコノミークラス症候群、熱中症等の二次災害のリスクがあるため、適宜声掛けを行います。

6 中・長期化に向けて

(1) 避難者の情報管理

- 健康状態を含む避難者の情報を管理します。（氏名、年齢、性別、住所、連絡先、入所期間等）
- 情報は、感染経路の調査に備えて一定期間（2週間以上）保管し、求めがあった場合は保健所に情報提供をします。
- 受付時及び入所期間の記録を紙及びデータ等で2重に管理します。
- 個人情報の取扱いに十分に気を付けます。

〈ポイント〉

- ・濃厚接触者と判明した場合、直ちに、保健所（22-4112）及び市に報告し判断を仰ぎます。

(2) 食事の際の注意

食事の際は、口にものを運ぶため感染リスクが非常に高くなります。下記のポイントを参考に、細心の注意を払います。

- 食事の前後は手洗い(手指消毒)の徹底をします
- 配給時に密集しないよう、整列ラインを2m間隔で確保します
- 食事スペースや配膳スペースの消毒をします
- 食事や配膳は床からなるべく高い位置で行います（60cm以上が望ましい）
- 使い捨て食器を使用します（再利用は絶対にしない）
- 残飯等は2重の袋で縛る等し、生活スペースの外に出します
- 配膳スタッフは限られた人かつ少人数で行います

〈ポイント〉

- ・中・長期化した場合は、明確な避難所ルールの作成が重要です。